

○国土交通省令第九十号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、並びに道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二十九条及び第七十九条の十並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十六条第一項、第二項及び第五項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第四項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第二項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項及び第三項、第二十一条第二項、第二十四条（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）並びに第六十一条第一項の規定に基づき、並びにこれらを実施するため、自動車事故報告規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

自動車事故報告規則等の一部を改正する省令

(自動車事故報告規則の一部改正)

第一条 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">（報告書の提出）</p> <p>第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者及び家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（家用自動車（家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 5 4 （略）</p>
改正前	<p style="text-align: center;">（報告書の提出）</p> <p>第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（家用自動車（家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 5 4 （略）</p>

別記様式（第3条関係）

（表）

自動車事故報告書 宛て 自動車の使用者の氏名又は名称 住 所 電話番号 年 月 日 提出					
☆発生日時	年	月	日	時	分
天 候	1 晴れ	2 曇	3 雨	4 雪	5 霧 6 その他
☆発生場所	都道 府県	区市 郡	区町 村	番地	☆路線名 又は 道路名
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置					☆自動車登録番号 又は車両番号
☆当時の状況					
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）					
☆当時の処置					
☆事故の原因					
☆再発防止 対 策					
※備 考					

別記様式を次のように改める。

（日本産業規格A列4番）

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生順」の欄に発生順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「安全運転支援装置」とは、自動車に搭載された先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムをいい、当該自動車の搭載状況に該当するものを○で囲むこと。
- (11) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R I 放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - 6 又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - 7 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 8 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (12) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (13) 「イコカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (14) 「種別」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (15) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (16) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (17) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (18) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貨切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貨切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業者若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
- (19) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (20) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (21) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (22) 「運送形態」の欄の「2その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (23) 「アルコール依存症のスクリーニング検査受診状況」及び「飲酒の時点及びその飲酒量」の欄は、第2条第8号（酒気帯び運転を伴うものに限る。）に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診したアルコール依存症のスクリーニング検査の受診の有無及び飲酒の時点について、該当する事項を○で囲むとともに、「最近の受診年月日」及び「飲酒量」を記入すること。
- (24) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (25) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (26) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9号に該当する事故を引き起こした当該運転者又は特定自動運行保安員が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (27) 「運行管理者」、「貨物軽自動車安全管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者や貨物軽自動車安全管理者のことである。
- (28) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

(自動車運送事業等監査規則の一部改正)

第二条 自動車運送事業等監査規則(昭和三十年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(この省令の適用)</p> <p>第一条 自動車運送事業及び自動車整備事業についての監査並びに家用自動車の使用についての監査(以下「監査」という。)は、この省令の定めるところによつてしなければならない。</p> <p>(監査計画)</p> <p>第四条 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものに限る。次項において同じ。)に関する監査計画を定め、これを地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に通知しなければならない。</p> <p>2 地方運輸局長は、自動車運送事業(一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業を除く。)、自動車特定整備事業及び優良自動車整備事業に関する監査計画を定めなければならない。</p> <p>3 地方運輸局長及び運輸監理部長又は運輸支局長は、貨物軽自動車運送事業及び家用自動車の使用に関する監査計画を定めなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>
改正前	<p>(この省令の適用)</p> <p>第一条 自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。以下同じ。)及び自動車整備事業についての監査並びに家用自動車の使用についての監査(以下「監査」という。)は、この省令の定めるところによつてなければならない。</p> <p>(監査計画)</p> <p>第四条 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものに限る。)に関する監査計画を定め、これを地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に通知しなければならない。</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の自動車運送事業以外の自動車運送事業、自動車特定整備事業及び優良自動車整備事業に関する監査計画を定めなければならない。</p> <p>3 地方運輸局長及び運輸監理部長又は運輸支局長は、家用自動車の使用に関する監査計画を定めなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)

第三条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第一章～第三章 (略)

第四章 指定試験機関等 (第三十五条―第六十一条)

第一節 指定試験機関 (第三十五条―第四十七条)

第二節 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等 (第四十八条―第六十一条)

六十一条)

第五章 雑則 (第六十二条―第六十四条)

附則

(特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用)

第三十四条 第二条の三から第二条の八まで、第三条第一項から第七項まで、第三条の二から第十一条まで、第十二条の二から第十二条の十一まで、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第六十二条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者について、第十六条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の乗務員について、第十七条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の運転者について、第二十条第一項及び第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について準用する。この場合において、第三条第一項中「事業計画」とあるのは、「貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二十一条第一項第三号の集配事業計画又は同法第四十五条第三項の事業計画」と読み替えるものとする。

第四章 指定試験機関等

第一節 指定試験機関

目次

第一章～第三章 (略)

第四章 指定試験機関 (第三十五条―第四十七条)

(新設)

(新設)

第五章 雑則 (第四十七条の二―第四十九条)

附則

(特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用)

第三十四条 第二条の三から第二条の八まで、第三条第一項から第七項まで、第三条の二から第十一条まで、第十二条の二から第十二条の十一まで、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第四十七条の二の規定は特定第二種貨物利用運送事業者について、第十六条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の乗務員について、第十七条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の運転者について、第二十条第一項及び第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について準用する。この場合において、第三条第一項中「事業計画」とあるのは、「貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二十一条第一項第三号の集配事業計画又は同法第四十五条第三項の事業計画」と読み替えるものとする。

第四章 指定試験機関

(新設)

第二節 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等

(新設)

(登録の手續)

第四十八条 法第五十八条の二の登録（第六十一条を除き、以下「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 貨物軽自動車安全管理者講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 講習事務を行う事務所の名称及び所在地
 - 三 講習事務の開始予定日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類
イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
ロ 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
ハ 講習事務に関する組織図
 - 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類並びに履歴を記載した書類
 - 三 貨物軽自動車安全管理者講習に必要な書籍その他の教材を用いて貨物軽自動車安全管理者講習が行われるものであることを証明する書類
 - 四 貨物軽自動車安全管理者講習の講師が法第五十八条の三第一項各号に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを信じさせるに足る書類
 - 五 貨物軽自動車安全管理者講習の講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類
 - 六 登録を受けようとする者が法第五十八条の三第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類
- 3 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、前項各号に掲げる書類の記載事項（第五十一条又は第五十二条の規定により届け出なければな

(新設)

らない事項を除く。)に変更があったときは、遅滞なく、その旨及び当該変更後の当該書類を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録貨物軽自動車安全管理者講習機関登録簿の記載事項)

第四十九条 法第五十八条の第三項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が講習事務を行う事務所の名称
- 二 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が貨物軽自動車安全管理者講習を開始する日

(登録の更新)

第五十条 前二条の規定は、法第五十八条の五第一項の登録の更新について準用する。この場合において、第四十八条第二項第四号中「法第五十八条の第三項各号」とあるのは「法第五十八条の五第二項において準用する法第五十八条の第三項各号」と、同項第六号中「法第五十八条の第三項各号」とあるのは「法第五十八条の五第二項において準用する法第五十八条の第三項各号」と、第四十九条中「法第五十八条の第三項第四号」とあるのは「法第五十八条の五第二項において準用する法第五十八条の第三項第四号」と読み替えるものとする。

(役員を選任の届出等)

第五十一条 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名、住所及び履歴を記載した届出書を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を記載した届出書に登記事項証明書を添付して国土交通大臣に届け出なければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(登録事項の変更の届出)

第五十二条 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、法第五十八条の四の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

2 前項の届出書には、変更に係る事項を証明する書類を添付しなければならない。

(講習事務の実施基準)

第五十三条 法第五十八条の六の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 貨物軽自動車安全管理者講習が、国土交通大臣が告示で定める内容を含むものであり、かつ、告示で定める時間以上行われること。
- 二 貨物軽自動車安全管理者講習が、国土交通大臣が告示で定める方法の基準に適合するものであること。
- 三 講師の知識及び能力の維持のため、講師に対し、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

(講習事務規程の記載事項)

第五十四条 法第五十八条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 貨物軽自動車安全管理者講習の受講の申請に関する事項
- 二 貨物軽自動車安全管理者講習の日程、公示の方法その他貨物軽自動車安全管理者講習の実施の方法に関する事項
- 三 貨物軽自動車安全管理者講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
- 四 貨物軽自動車安全管理者講習に必要な書籍その他の教材の名称、著者及び発行者
- 五 貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書¹の交付及び再交付に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

る事項

- 六 講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 七 帳簿書類（帳簿書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の管理に関する事項
- 八 講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 九 不正な受講者の処分に関する事項
- 十 貨物軽自動車安全管理者講習の実施に必要な講師の補助者を配置する場合は、補助者の基準に関する事項
- 十一 その他講習事務の実施に関し必要な事項

（帳簿の記載等）

第五十五条 法第五十八条の八の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 貨物軽自動車安全管理者講習の料金の収納に関する事項
 - 二 貨物軽自動車安全管理者講習の受講の申請の受理に関する事項
 - 三 貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項
 - 四 その他貨物軽自動車安全管理者講習の実施状況に関する事項
- 2 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、法第五十八条の八の帳簿並びに貨物軽自動車安全管理者講習の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を備え、貨物軽自動車安全管理者講習を終了した日から三年間これらを保存しなければならない。

（帳簿等の提出）

第五十六条 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、法第五十八条の十二の規定により講習事務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなった場合は、遅滞なく、法第五十八条の八の帳簿並びに貨物軽自動車安全管理者講習の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を国土交通大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

(財務諸表等の表示の方法)

第五十七条 法第五十八条の九第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)

第五十七条の二 法第五十八条の九第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法のうちいずれかの方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録に係る記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(講習事務の休廃止の届出)

第五十八条 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、法第五十八条の十二の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止をしようとする講習事務に関する業務の範囲
- 二 休止又は廃止をしようとする日及び休止をしようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の講習事務等の国土交通大臣への引継ぎ)

第五十九条 国土交通大臣は、法第五十八条の十四第一項の規定により講習事務の全部又は一部を行うこととするときは、当該講習事務を開

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

始する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2

登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日前に受け付けた申請に係る貨物軽自動車安全管理者講習（第一号又は第三号に掲げる場合において、貨物軽自動車安全管理者講習に関する業務の一部を休止し、若しくは廃止し、又は停止するときは、当該休止若しくは廃止又は停止に係るものに限る。）を同日前に開始していないときは、当該申請に係る申請書及びその添付書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（申請者からの申出があつた場合に限る。）並びに料金を、速やかに申請者に返還しなければならない。

一 法第五十八条の十二の届出をして講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合 当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日

二 法第五十八条の十三の規定により登録を取り消された場合 当該登録を取り消された日

三 法第五十八条の十三の規定により期間を定めて講習事務に関する業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合 当該定められた期間の初日

四 第一号又は前号に掲げる場合のほか、法第五十八条の十四第一項の規定により国土交通大臣が講習事務を行うこととなつた場合 前項の当該講習事務を開始する日

3

登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、前項各号に掲げる場合に該当し、国土交通大臣が法第五十八条の十四第一項の規定により講習事務に関する業務の全部又は一部を行う場合には、速やかに講習事務の実施のために必要な書類（前項第一号又は第三号に掲げる場合において、当該業務の一部を休止し、若しくは廃止し、又は停止するときは、当該休止若しくは廃止又は停止に係るものに限る。）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

(国土交通大臣の講習事務等の登録貨物軽自動車安全管理者講習機関への引継ぎ)

第六十条 国土交通大臣は、法第五十八条の十四第一項の規定により行っている講習事務の全部又は一部を行わないものとする場合には、当該講習事務を終止する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2 国土交通大臣は、前項に規定する場合には、同項の当該講習事務を終止する日以後において、当該講習事務の実施のために必要な書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を当該講習事務を実施する登録貨物軽自動車安全管理者講習機関に送付するものとする。

(準用)

第六十一条 第四十八条から前条までの規定は、法第五十八条の十六第一項の登録、貨物軽自動車安全管理者定期講習及び登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関に関する事務について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十八条第二項第四号	法第五十八条の三第一項各号	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第一項各号
第四十八条第二項第六号	法第五十八条の三第二項各号	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第二項各号
第四十九条の見出し	登録貨物軽自動車安全管理者講習機関登録簿	登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関登録簿
第四十九条	法第五十八条の三第三項第四号	法第五十八条の十六第二項において準用

(新設)

(新設)

	第五十条	<p>法第五十八条の五第一項の登録の更新</p>	<p>する法第五十八条の三第三項第四号</p>
	<p>「法第五十八条の三第一項各号</p>	<p>「法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の五第一項の登録の更新</p>	<p>「法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第一項各号</p>
	<p>法第五十八条の五第二項</p>	<p>法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の五第二項</p>	<p>法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の五第二項</p>
	<p>「法第五十八条の三第二項各号</p>	<p>「法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第二項各号</p>	<p>「法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第二項各号</p>
	<p>「法第五十八条の三第三項第四号</p>	<p>「法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第三項第四号</p>	<p>「法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第三項第四号</p>
	<p>第五十二条第一項</p>	<p>法第五十八条の四</p>	<p>法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の四</p>
	<p>第五十三条</p>	<p>法第五十八条の六</p>	<p>法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の六</p>

第五十四号	第五十四條第五号及び第五十五條第一項第三号	貨物軽自動車安全管 理者講習修了証明書	法第五十八條の七第 二項	法第五十八條の十六 第二項において準用 する法第五十八條の 七第二項
第五十五号	第五十八條の八	法第五十八條の十六 第二項において準用 する法第五十八條の 八	法第五十八條の八	法第五十八條の十六 第二項において準用 する法第五十八條の 八
第五十六号、第五十八号及び第五十九号 第二項第一号	法第五十八條の十二	法第五十八條の十六 第二項において準用 する法第五十八條の 十二	法第五十八條の十二	法第五十八條の十六 第二項において準用 する法第五十八條の 十二
第五十六條	法第五十八條の八	同項において準用す る法第五十八條の八	法第五十八條の八	同項において準用す る法第五十八條の八
第五十七條	法第五十八條の九第 二項第三号	法第五十八條の十六 第二項において準用 する法第五十八條の 九第二項第三号	法第五十八條の九第 二項第三号	法第五十八條の十六 第二項において準用 する法第五十八條の 九第二項第三号
第五十七條の二	法第五十八條の九第 二項第四号	法第五十八條の十六 第二項において準用 する法第五十八條の 九第二項第四号	法第五十八條の九第 二項第四号	法第五十八條の十六 第二項において準用 する法第五十八條の 九第二項第四号
第五十九條及び第六十條 第一項	法第五十八條の十四 第一項	法第五十八條の十六 第二項において準用 する法第五十八條の 十四第一項	法第五十八條の十四 第一項	法第五十八條の十六 第二項において準用 する法第五十八條の 十四第一項
第五十九條第二項第 二号及び第三号	法第五十八條の十三	法第五十八條の十六 第二項において準用	法第五十八條の十三	法第五十八條の十六 第二項において準用

第六十二條 (略)

(手数料)

第六十三條 法第六十一條第一項の国土交通省令で定める額は、次のとおりとする。

- 一 運行管理者試験を受けようとする者 六千円
- 二 運行管理者資格者証の交付又は再交付を受けようとする者 二百七十円 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成十四年法律第五十一号) 第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付又は再交付の申請をする場合にあっては、二百六十円)

第六十四條 (略)

第四十七條の二 (略)

(手数料)

第四十八條 法第六十一條第一項の国土交通省令で定める額は、次のとおりとする。

- 一 試験を受けようとする者 六千円
- 二 資格者証の交付又は再交付を受けようとする者 二百七十円 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成十四年法律第五十一号) 第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付又は再交付の申請をする場合にあっては、二百六十円)

第四十九條 (略)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)

第四条 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 貨物自動車運送事業</p> <p>第一節 第五節 (略)</p> <p>第六節 貨物軽自動車安全管理者の選任等 (第三十三条の二・第三十三條の三)</p> <p>第三章 第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模)</p> <p>第二条の三 法第十四条第一項 (法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める数は、事業用自動車 (被けん引自動車を除く。)の数が二百両であることとする。</p> <p>(安全管理規程の届出)</p> <p>第二条の四 法第十四条第一項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、貨物の運送を開始する日 (貨物の運送を開始した後、その事業用自動車の数が前条で定める数以上になる場合にあつては、その日) までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十四条第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 貨物自動車運送事業</p> <p>第一節 第五節 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第三章 第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模)</p> <p>第二条の三 法第十六条第一項 (法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める規模は、事業用自動車 (被けん引自動車を除く。)の数が二百両であることとする。</p> <p>(安全管理規程の届出)</p> <p>第二条の四 法第十六条第一項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、貨物の運送を開始する日 (事業計画の変更により前条に規定する規模以上となる者にあつては、当該計画の実施予定日) までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十六条第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>4 (略)</p>

(安全管理規程の基準)

第二条の五 法第十四条第二項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項が含まれていること。

イ〜ハ (略)

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項が含まれていること。

イ〜ハ (略)

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項が含まれていること。

イ〜ト (略)

四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項が含まれていること。

(安全統括管理者の要件)

第二条の六 法第十四条第二項第四号（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第十四条第七項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

一・二 (略)

(安全統括管理者の選任及び解任の届出)

第二条の七 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）は、法第十四条第五項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。

一〜四 (略)

(安全管理規程の内容)

第二条の五 法第十六条第二項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ〜ト (略)

四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

(安全統括管理者の要件)

第二条の六 法第十六条第二項第四号（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第十六条第七項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

一・二 (略)

(安全統括管理者の選任及び解任の届出)

第二条の七 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）は、法第十六条第五項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。

一〜四 (略)

2 (略)

(一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二条の八 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、法第二十二條(法第三十五條第六項において準用する場合を含む。)、第二十七條又は第三十三條(法第三十五條第六項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならぬ。

(点呼等)

第七条 (略)

2 4 (略)

5 貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 (略)

二 点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 五 (略)

(業務の記録)

第八条 貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者にあつては、

四輪以上の軽自動車を使用して貨物を運送する事業者に限る。以下この条及び第十条第二項において同じ。)は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに次に掲げる事

2 (略)

(一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二条の八 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、法第二十三條(法第三十五條第六項において準用する場合を含む。)、第二十六條又は第三十三條(法第三十五條第六項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならぬ。

(点呼等)

第七条 (略)

2 4 (略)

5 貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 (略)

二 点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 五 (略)

(業務の記録)

第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等

の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 (略)

二 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三〇五 (略)

六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあっては、貨物の積載状況

(削る)

(削る)

一 (略)

二 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三〇五 (略)

六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあっては、次に掲げる事項

イ 貨物の積載状況

ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)で待機した場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 集貨地点等

(2) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時

(3) 集貨地点等に到着した日時

(4) 集貨地点等における積込み又は取卸し(以下「荷役作業」という。)の開始及び終了の日時

(5) 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時

ハ 集貨地点等から出発した日時
又は附帯業務(以下「荷役作業等」という。)を実施した場合(荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。)にあっては、次に掲げる事項(ロに該当する場合にあっては、(1)及び(2)に掲げる事項を除く。)

(1) 集貨地点等

(2) 荷役作業等の開始及び終了の日時

(3) 荷役作業等の内容

七 荷主（法第六十四条各号に掲げる者を含む。以下同じ。）の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項

イ 集貨地点等

ロ 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあつては、当該日時

ハ 集貨地点等に到着した日時

ニ 集貨地点等における積み込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時

ホ 集貨地点等で、当該貨物自動車運送事業者が、貨物の荷造り、

仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び

終了の日時

ヘ 集貨地点等から出発した日時

八 集貨地点等で、当該貨物自動車運送事業者が、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあつては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあつては、次に掲げる事項（前号に該当する場合にあっては、イ及びロに掲げる事項を除く。）

イ 集貨地点等

ロ 荷役作業等の開始及び終了の日時

ハ 荷役作業等の内容

ニ イからハまでに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあつては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあつては、その旨

九・十（略）

(4) (1)から(3)までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあつては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあつては、その旨

（新設）

（新設）

七・八

（略）

2 貨物自動車運送事業者は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該貨物自動車運送事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

（事故の記録）

第九条の二 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合に、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一 （略）

二 事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 八 （略）

（運転者等台帳）

第九条の五 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一 四 （略）

五 運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ 八 （略）

六 八 （略）

九 運転者に対しては、第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

（事故の記録）

第九条の二 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一 （略）

二 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 八 （略）

（運転者等台帳）

第九条の五 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一 四 （略）

五 運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ 八 （略）

六 八 （略）

九 運転者に対しては、第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十 (略)
2・3 (略)

(貨物軽自動車運転者等台帳)

第九条の六 貨物軽自動車運送事業者（四輪以上の軽自動車を使用して貨物を運送する事業者に限る。以下この条及び第三十三条の二において同じ。）は、運転者等ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

- 一 作成番号及び作成年月日
- 二 事業者の氏名又は名称
- 三 運転者等の氏名、住所及び生年月日
- 四 運転者等が初めて運行の業務に従事した年月日
- 五 運転者にあつては、次条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

2 貨物軽自動車運送事業者は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の貨物軽自動車運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

3 貨物軽自動車運送事業者は、特定自動運行保安員が転任、退職その他の理由により特定自動運行保安員でなくなった場合には、直ちに、当該特定自動運行保安員に係る第一項の貨物軽自動車運転者等台帳に特定自動運行保安員でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

(従業員に対する指導及び監督)
第十条 (略)

2 貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であつて第十二条の三第一項の規定によ

十 (略)
2・3 (略)

(新設)

(従業員に対する指導及び監督)
第十条 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であつて第十二条の二及び第十二

り国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

- 一 (略)
 - 二 運転者として新たに雇い入れた者(貨物軽自動車運送事業者にあつては、運転者として初めて事業用自動車に乗務する者)
 - 三 (略)
- 3 5 (略)

(運行管理者等の選任)

第十八条 一般貨物自動車運送事業者等は、法第三条の許可を受けた後、速やかに、事業用自動車(被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であつて、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

- 2 (略)
- 3 一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者資格者証(以下「資格者証」という。)若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習(以下単に「講習」という。)であつて次項において準用する第十二条の三第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(以下「補助者」という。)を選任することができる。
- 4 (略)

(運行管理者の氏名等の届出)

条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

- 一 (略)
 - 二 運転者として新たに雇い入れた者
 - 三 (略)
- 3 5 (略)

(運行管理者等の選任)

第十八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であつて、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

- 2 (略)
- 3 一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者資格者証(以下「資格者証」という。)若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習(以下単に「講習」という。)であつて次項において準用する第十二条の二及び第十三条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(以下「補助者」という。)を選任することができる。
- 4 (略)

(運行管理者の選任等の届出)

第十九条 一般貨物自動車運送事業者等は、法第十六条第三項の規定による届出をしようとするとき（解任以外の理由により運行管理者でなくなったときを含む。）は、次に掲げる事項を記載した運行管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。
一〜六（略）

（運行管理者の講習）

第二十三条 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第十二条の三第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

一〜三（略）

2（略）

（運行管理者の資格要件）

第二十四条 法第十七条第一項第二号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車（以下「一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車」という。）の運行の管理に関し五年以上の実務の経験を有し、その間に、国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第十二条の三第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを五回以上受講した者であることとする。

2（略）

（資格者証の様式及び交付）

第二十五条（略）

2 資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し若しくは個人番号カード（行

第十九条 一般貨物自動車運送事業者等は、法第十八条第三項の規定による届出をしようとするとき（解任以外の理由により運行管理者でなくなったときを含む。）は、次に掲げる事項を記載した運行管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。
一〜六（略）

（運行管理者の講習）

第二十三条 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

一〜三（略）

2（略）

（運行管理者の資格要件）

第二十四条 法第十九条第一項第二号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車（以下「一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車」という。）の運行の管理に関し五年以上の実務の経験を有し、その間に、国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを五回以上受講した者であることとする。

2（略）

（資格者証の様式及び交付）

第二十五条（略）

2 資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し若しくは個人番号カード（行

政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び生年月日を証明する書類並びに法第十七条第一項第二号に基づく申請にあつては、前条第一項に該当することを証する書類を添付して、提出しなければならない。

3 (略)

(受験資格)

第三十一条 (略)

2 前項に規定する経験は、国土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第十二条の三第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了することをもって代えることができる。

3 (略)

第六節 貨物軽自動車安全管理者の選任等

(貨物軽自動車安全管理者の氏名等の届出)

第三十三条の二 貨物軽自動車運送事業者は、法第三十六条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 貨物軽自動車安全管理者の氏名及び生年月日
- 三 選任の場合にあつては、貨物軽自動車安全管理者がその業務を行う営業所の名称及び所在地並びにその者の兼職の有無（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）
- 四 解任の場合にあつては、その理由

(貨物軽自動車安全管理者定期講習の受講期間)

第三十三条の三 法第三十六条の二第三項の国土交通省令で定める期間

政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び生年月日を証明する書類並びに法第十九条第一項第二号に基づく申請にあつては、前条第一項に該当することを証する書類を添付して、提出しなければならない。

3 (略)

(受験資格)

第三十一条 (略)

2 前項に規定する経験は、国土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了することをもって代えることができる。

3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

は、二年とする。

(削る)

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第六十二条 法第二十三条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一 法第二十二条、第二十七条又は第三十三条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容

二 法第二十三条の規定による届出に係る事項

三・四 (略)

2 法第二十三条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3 前二項の規定は、法第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する法第二十三条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報について準用する。

第五十七条の二 法第五十八条の九第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第六十二条 法第二十四条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一 法第二十三条、第二十六条又は第三十三条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容

二 法第二十四条の規定による届出に係る事項

三・四 (略)

2 法第二十四条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3 前二項の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の自動車事故報告規則別記様式（以下「旧様式」という。）による自動車事故報告書は、この省令による改正後の自動車事故報告規則別記様式（以下「新様式」という。）にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、新様式（裏）中安全運転支援装置、アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況及び飲酒の時点及びその飲酒量の欄に記載すべき事項は、旧様式の空欄に記載するものとする。

第三条 この省令の施行前に貨物自動車運送事業法第三十六条第一項の規定による届出を行った貨物軽自動車運送事業者（以下「施行日前届出事業者」という。）については、第四条の規定による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「新規則」という。）第十条第二項の規定は、令和十年三月三十一日まで適用しない。この場合において、施行日前届出事業者の運転者であつて次の各号に掲げる者が、令和十年三月三十一日までに当該各号に掲げる適性診断を受けた場合には、新

規則第十条第二項の規定の適用については、当該施行日前届出事業者が同項各号に掲げる者に同項の適性診断を受けさせたものとみなす。

一 この省令の施行前に当該運転者として初めて事業用自動車に乗務した者 この省令による改正

前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十二条の三第一項の認定を受けた適性診断

二 新規則第十条第二項各号に掲げる運転者 新規則第十二条の三第一項の認定を受けた適性診断

第四条 新規則第十条第二項の規定は、施行日前届出事業者の運転者であつて、この省令の施行前に

死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、

第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こしたものについては、

適用しない。